

次世代耐用性能タイプについて

<木造住宅合理化システム認定事業>

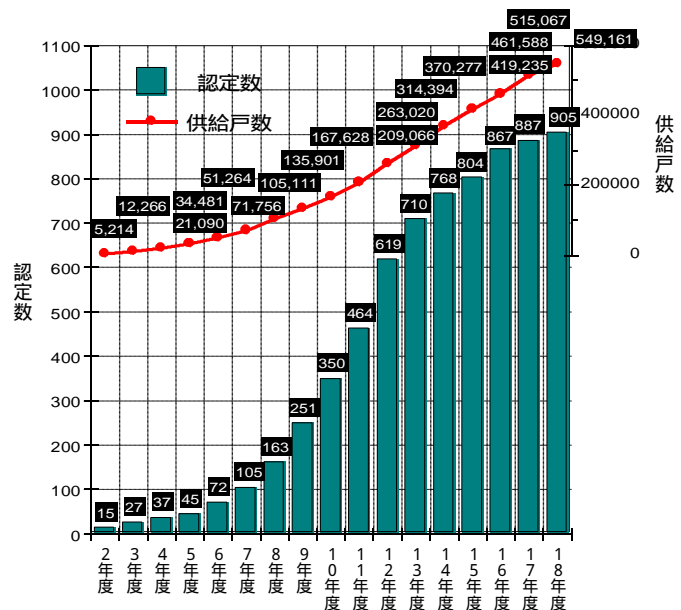
1 はじめに

近年、木造住宅合理化システム(以下、「合理化システム」という。)の認定数は、新築住宅着工戸数の大幅な減少や平成12年度から高耐久性能タイプを廃止したことなどを要因として停滞気味である。

一方、成熟社会を迎えた我が国においては、より長持ちする住宅のストックが急務であることから、国土交通省等においてもこれらの建設を推進している。

このようなことから、合理化システムにおいてもこれらに対応して改善・充実していくこととし、平成15年後期から「次世代耐用性能タイプ」を新設し、これまでに15システムを認定し、1300戸以上の供給を行っている。

グラフ 合理化システムの認定数と供給戸数



2 次世代耐用性能タイプの条件

住宅には構造躯体などの比較的耐用期間が長い部分と配管や内外装などの比較的耐用期間の短い部分とが組み合わさっている。前者については品確法の「劣化対策:等級3(三世代以上)」以上、後者は日常の点検・清掃・補修などの「維持管理対策:等級3」の最高等級を満足し、屋根や外壁等の防水対策等を講じることによって次世代に対する耐用性を配慮したのもをもって、次世代耐用性能タイプとした。

3 認定の効果について

次世代耐用性能タイプは、認定取得者にとって品確法の「劣化の軽減」及び「維持管理」の最高等級以上を満たすことから、このタイプの認定を受けることによって「等級3」の型式認定も容易に取得することができる。

さらに、

フラット35Sの耐久性・可変性に適合するため、優良住宅取得支援制度を活用できる。

品確法との連携によって、性能に対する消費者の信頼が向上する。

建築確認検査機関に加えて評価機関等の審査で理解が得られやすくなる。

合理化システム内の差別化が図られる。

他のシステムとの差別化がより明確になる。

営業の弾みがつく。